ＰＬ対策　実践講座

中国仕様「取扱説明書」作成のポイント(仮題)

― これだけは押さえて“中国リスク”を回避する ―

主催：　特定非営利活動法人 セフティマネジメント協会
後援：　株式会社 キャプテン　株式会社 エムアールエム

■中国では「取扱説明書」は国家強制基準

中国にはマニュアルや取扱説明書に関する国家基準「ＧＢ」が存在します。国家が取扱説明書の品質まで管理（内容や中文と外国語の併記規定など)しており、この GB 基準を徹底させることが重点施策で、日本のＪＩＳとは異なり国家強制基準に位置づけられています。

■気をつけたい消費者クレーム。『消費者権益保護法』が後ろ盾

また、消費者は製品に対するクレームを当局に訴える権利があり、その訴えが受理されるとメーカーに罰則が課せられます。1994 年から施行された『中華人民共和国消費者権益保護法』の後ろ盾もあり、豊かになった近年の中国消費者の権利意識の向上は、米国以上のものがあります。製品の「取扱説明書」の誤表記は訴訟に発展すると考えておくべきで、甘く見ることなく、その対策が大変重要となっています。

■日系企業など各種表示でミス、賠償請求事例後を絶たず。『製品品質法』に規定

消費者のこうした権利を保障する法律が『中華人民共和国製品品質法』です。この中には製品の各種表示に強制且つ具体的な規定（共通規定と特別規定を含む）を設けてありますが、進出している日系を始めとする外資企業は、これら規定への理解が足りずあるいは軽視したため、製品の各種表示においてミスをおかし、この間、たびたび消費者から賠償請求を要求されたり、または政府監督管理部門から処罰を受けたりしております。
セミナーでは、実際起きた外資企業へのクレーム事例も紹介し、その対策を解説します。

■“中国リスク”を回避する「取扱説明書」作成の重要ポイントを公開！

より広範な不特定多数の個人や企業に対してリスクマネジメントの啓蒙を行う当協会が、一昨年から「『伝わる取説』の作り方講座【実践編】」をテーマに開催しておりますが、この間、質疑応答などで中国に関する「取説」の質問が相次ぎ、また、中国事情に関するセミナー開催の要望も多数寄せられておりました。
中国関連ビジネスを展開中のメーカーを始め今後の展開を検討中の企業の皆様にとって、現地で必ずや直面するといっても過言ではない「危機」にいかに対応するべきか、中国における「取扱説明書」作成のポイントを解説いたします。

■満を持しての開催！　講師はお馴染みの山口純治氏

講師は「『伝わる取説』の作り方講座」でお馴染みの山口純治氏。的確で分かり易い解説が定評です。このほど満を持しての開催となりますが、この機会をお見逃しすることなく是非とも皆様方のご参加をお待ちしております。

開 催 要 領

○ 開催日時　2010 年 7 月 23 日（金） 13:00～16:30（受付 12:30）

○ 場　　所　機械工具会館　東京都港区芝 5-14-15　TEL: 03-3451-5553

○ 参加費用　**一般参加企業　1 名 20,000 円(税込)／NPO 法人セフティマネジメント協会会員　1 名 15,000 円(税込)**

○ 申込および支払方法　参加申込書を、セフティマネジメント協会事務局へ FAX にてご送付ください。参加費は、参加申込書が到着後、請求書をお送りいたしますので、指定口座へお振込みください

○ 定　　員　50 名（申込み順）

○ 申込および お問合せ先　特定非営利活動法人 セフティマネジメント協会 事務局
TEL：03-5614-4752　FAX：03-5614-4477　（担当：大越・白田）

※ 必要事項を記入の上、至急ＦＡＸでご返送ください！

■ 申込先 ＦＡＸ：**03－5614－4477**

特定非営利活動法人 セフティマネジメント協会 事務局　（担当：大越・白田）

参 加 申 込 書

2010 年　月　日

■ 今回は、無料「取説」相談はありません。	
企業団体名：	
住 所：〒	
ＴＥＬ：	FAX：
参加者名：	役職・部署：
E-mail：	
参加者名：	役職・部署：
E-mail：	

申込締切：　2010 年 07 月 21 日（水）

会 場 地 図

口交通手段
● JR田町駅より徒歩7分 ● 都営浅草線三田駅より徒歩5分 ● 都営三田線三田駅より徒歩7分
JR田町駅はJR東京駅より山手線または京浜東北線で4つ目（所要時間10分） ただし、京浜東北線は日中快速運転のため2つ目（所要時間6分）

■ 機械工具会館　東京都港区芝 5-14-15　　TEL：03-3451-5553